

岩倉市友好交流宿泊助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市民が福井県大野市の歴史及び文化並びに豊かな自然と触れ合い、健康の増進及び余暇活動の充実を図るために実施する友好交流宿泊助成事業について、必要な事項を定めるものとする。

(助成)

第2条 岩倉市に住所を有する小学生以上の者が一般社団法人大野市観光協会に加盟する施設（以下「対象施設」という。）に宿泊した場合、別表に定める料金（その額が現に支払った宿泊料金を超える場合は、当該現に支払った宿泊料金）を助成するものとする。ただし、次に掲げる施設について、同一の世帯に属する者が同一の日において複数棟を利用した場合、助成は1棟分を限度とする。

(1) 和泉前坂家族旅行村ログケビン

(2) 九頭竜温泉 ホテルフレアール和泉コテージ（食事なし）

2 助成は、4月1日から翌年3月31日までの期間において、1人1回とする。

(申請)

第3条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象施設に宿泊した日から6月以内に、岩倉市友好交流宿泊助成金交付申請書兼請求書（様式第1。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 宿泊証明書（様式第2）

(2) 領収書その他の宿泊料金を支払ったことを確認できる書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付)

第4条 市長は、前条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、交付を決定し、申請書を受理した日から30日以内に申請者に助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し又は変更)

第5条 市長は、交付対象者が偽りその他不正の手段により交付の決定を受けた場合は、助成金の交付の決定を取り消し、又はその内容を変更することができる。

(助成金の返還)

第6条 市長は、この要綱に違反して不正に助成を受けた者に対し、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

施 設		助 成 金 額	
大野市観光協会加盟施設	和泉前坂家族旅行村ログケビン	1棟 2,000円	
	九頭竜温泉 ホテルフレール和泉 コテージ	食事付き	1人 3,000円
		食事なし	1棟 3,000円
	上記以外の施設		1人 3,000円

様式第 1 (第 3 条関係)

岩倉市友好交流宿泊助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

岩 倉 市 長 殿

申請者 (請求者) 住 所
代表者 氏 名
電話番号

次のとおり宿泊しましたので、岩倉市友好交流宿泊助成事業実施要綱第 3 条の規定により請求します。

宿泊施設名	
請求金額	円
内訳	人 × 円 棟 × 円

【振込先】

金 融 機 関 名	預金の種類	口 座 番 号	口 座 名 義 フ リ ガ ナ
銀行 本店			
信用金庫			
農 協 支店			

※申請者 (請求者) と口座名義人は、同一人物とすること。

※宿泊証明書及び領収書その他の宿泊料金を支払ったことを確認できる書類の写しを添付すること。

※この申請書は、宿泊した日から 6 月以内に提出すること。

宿 泊 証 明 書

下記のとおり、宿泊したことを証明します。

宿泊期間	年 月 日（ ） から 年 月 日（ ） まで		
	氏 名	年 齢	住 所
1			
2			
3			
4			
5			
宿泊施設			

年 月 日

施 設 管 理 者

印